

翻訳

マリアンネ・ヴェーバー著

「結婚理想と婚姻法」(1914)

掛川 典子

はじめに

本稿は、マリアンネ・ヴェーバー著『女性問題と女性思想』(Weber, Marianne 1919, *Frauenfragen und Frauengedanken. Gesammelte Aufsätze*. Verlag von J.C.B.Mohr, Tübingen) に所収の第10論文「結婚理想と婚姻法」(Eheideal und Eherecht. Weber 1919: 143-156) の全訳である。初出は1914年と付されているが、雑誌名等詳細は不明である。

訳出にあたり、マリアンネの原注の番号は語の右上に表示し、注の文章を同一頁の下方に挿入した。原文中でマリアンネが強調している単語については、訳文中では太字で表記した。訳者として注意したい単語、および人名については、原綴りを()内に付し、判明した限りで生没年も記した。<>は、訳者が追加した。訳語については、特に次の諸点に留意されたい。

1 „Mann“は一般的には「男性」であり、内縁関係も含めて実質的に「夫」を意味しているときもある。従って本来は文脈によって訳し分けたほうがよいのではあるが、本訳文中では、原則的に全て「男性」と訳した。ただし„Weib“ (女) と並べられたときは「男」と訳した。

また別に本文中では、法的な婚姻の中での「夫」のためには„Ehemann“と„Gatte“が用いられている。この場合„Ehemann“は「夫」と訳した。„Gatte“は雅語であり、通常「夫君」であるが、ここでは「男性配偶者」と訳した。複数形の„Gatten“も雅語ではあるが、「夫婦」とした。

2 „Frau“は一般的に「女性」であり、内縁関係も含めて実質的に「妻」を意味しているときもある。しかしここでは文脈によって訳し分けることはせず、全て原則的に「女性」と訳した。„Weib“は「女」とした。

また „die verheiratete Frau“ は「既婚女性」と訳した。法的な婚姻の中の「妻」のためには „Ehefrau“ と „Gattin“ が用いられている。„Ehefrau“ は「妻」と訳した。„Gattin“ は雅語であり、「奥様」と訳すところであるが、ここでは「女性配偶者」とした。

3 „Kameradschaftlichkeit“ は、マリアンネ・ヴェーバーの結婚理想の核心に存する重要な概念である。„Kamerad“ は「仲間」「同志」「戦友」「同級生」「党員」「組合員」などを意味し、「伴侶」にも用いられる。マリアンネは、少数派ながら当時すでに知識人の間に

登場していた、人格的に対等な男女の結婚を新たな結婚の理想と見なそうとしている。ここではマリアンネの意志を念頭において、同じ考えや目的を持っている人という意味での「同志」を用い、„Kameradschaftlichkeit“は「同志性」と訳した。

訳 文

私たちは普遍妥当的結婚理想を、魂と感覚の統一によって作りだされ、持続への意志と十全な責任感に基礎付けられた、男と女間の生活共同体として定義することができる。そのような統一の理想を、歴史の光が及ぶ限りは、全ての文化国家が次のようなものとして知っている。つまりそれも、恣意的に作られたり考え出されたものとしてではなく、人間の本性の基本的な精神的=身体的諸欲求から生み出された憧憬として、知っているのである。勿論未だかの理想の妥当性は、それを実現する人間の能力を保証してはいない。いずれにせよあらゆる時代に知られていた、性的かつ経済的利益共同体としての結婚に関するかなり大雑把な理解に並んで、理想は日常の生活の中でいつもほぼ認められ得るにすぎなかった。結婚のその時その時の具体的な形態に、物質的な、また全ての理念的な生活力である経済、宗教、道徳的表象、法が加わっている。ある別の要素、例えば持続する生活共同体への参加の意図が、時代の変遷の中で不変であり続ける一方で、その変転する影響のもとにある諸要素、例えば結婚と離婚の形式、配偶者相互のまたその子どもたちに対する法的道徳的関係が絶えずゆっくりと変化した。どのような影響が結婚の歴史的現実を、理念的なものであれ物質的であれ、その都度最も強力に決定し、理想に近づけたかあるいは遠ざけたかということは、あらゆる時期に特別に判断されねばならない。結婚への理念的力の関係を越えて、その関係とは私たちにはこの関連において興味深いものなのだが、ほとんど至るところで宗教的なそして倫理的なイメージが法形態に先行し、それに道を示すということは確実である。——明確化され統一されて、あるべきものについての表象として、何が他の精神的力の内部で生じたかを法はしっかりと把握している。勿論法はそれと違って、全ての人間関係の外面にのみ形成する権力 (Macht) を及ぼし、男性と女性間の、両親と子どもたち間の外面的義務関係を結婚において形作る。しかしこの外的法的構造の中にいつも、内面的道徳的関係にとってその都度妥当する命法 (Imperativ) も刻み付けられる。そしてもし一度そのような表象が法律条項へと流れ出ると、後者は他の命法に対して自立した支配力 (Gewalt) を得て、今度はその側で道徳形成と道徳的表象の上に跳ね返ってくるし、しばしばそれらの展開を妨げるが、それは法律条項が特定の国民階層の習慣を、他の階層の道徳的意識がずっと以前にその段階を越えてしまっているある発展段階にとどめることによってである。そうすると新しい道徳的理想と古いものに固執する法律との間に緊張と対立が生じる。針は進みはするが、私たちの道徳の日々の太陽が告げる時間からいつも1時間遅れている、そういう遅れた時計のように法は見える。——

自分たちの性<=女性>のために自己責任感を得ようと努めている近代的な女性たちは、新しいそしてこれまでで最高の道徳的結婚理想と婚姻法との関係を、そのような種類の遅れているものとして判断している。より以前の定義のわずかな拡張を通して、完全な結婚とは、魂と感覚の統一によってもたらされた持続の意志と完全な責任感に基づけられた、ふたりの道徳的に自立している人格 (Persönlichkeit) としての男と女の生活共同体である、と言いつけられている。この公式のなかには古い理想に対する原則的に新しいものがある。すなわち結婚を通して結ばれた人格の道徳的な自立性 (Selbständigkeit) への要求であり、そしてこの見かけ上非常にわずかな拡張のなかに近代的結婚の全問題性が潜んでいる。すなわちそこから近代法に対する矛盾が生じ、そこから私たちは、結婚の中で、結婚の心情と習俗の中で、貫徹するのが慣用である特別な道徳的な命法を導き出す。古い理想はかの要求を欠いているが、それゆえ男性の諸特権と権威のための、そして女性の原則的従属のための余地を残した。それは権威主義的結婚形式を命じはしないが許すのである。しかしそれを越えて更に女性には宗教的諸表象によって従属が課せられた。男性配偶者に対する女性の従順は神の命令として、それゆえ女性の最高の義務と美德と見なされた。神自身が結婚成立の際に口にされた命令である、「汝の意志は汝の夫に支配されることであれ、そして彼は汝の主人であれ」——キリスト教の使徒によって繰り返され承認された——というこの命令が、数千年を通して女性の道徳的法的地位、女性の全生涯を家の内外で規定してきた。

さてなるほど疑いもなくひとりの意志の単独支配は、人間の共同生活の全ての問題と利害の対立の解決を容易にする——とりわけその権利を与えられた者にとっては、それゆえ確かに権威主義的結婚理想はいつも強い支持者を特に男性の側に持ち続けるだろう。しかし恐らく内面的に自立する力を自身に感じない多くの女性たちも持続的にそれを支持する。他者の意志に従属すること、それを通して自身の責任を放棄し葛藤を逃れることは楽である。しかし宗教的に要求された女性の従属が、従来幅広い階層において自立的に思考し、行動し、判断することへの女性の発達をひどく阻んできたというまさにこの事実が、古い理想の否定と撲滅へと私たちを強いる。私たちはそれゆえ、近代的結婚理想がその深い根をまた宗教的なものの中に下ろしている、ということをししばしば十分に明らかにできない。男と女の宗教的対等性 (Ebenbürtigkeit) と「神の子らの素晴らしい自由」という崇高なキリスト教的福音は、その最も古い承認である。そこから宗教改革の時代に、「人間よりも神に従え」という命法が導き出された。それは個々人の良心の自由をその不可触の権利として基礎付け、道徳的で法的な自己責任感への女性の全要求の宗教的正当化も含んでいる。伝来の信じられた権威への原則的服従、自身の良心のみへの原則的服従、それは以来人間の行動の、同様に宗教的な感情から由来するふたつの形式であり、それらの形式の間にはただひとつの二者択一しかない。国家との、社会的共同体との、同胞との個人との関係にとっての良心の自由という理念から、後の時代が導き出した諸要求は、カント (Kant, Immanuel 1724-1804) とフィヒテ (Fichte, Johann Gottlieb 1762-1814) の場合の、ドイツ観

念論の倫理的自由の教説における最も深遠な内容の定式化であり、それは、人間は理性の担い手として自己自身で決めることを、すなわち自分の衝動の恣意によってではなく、道徳法則の下に置かれた良心により行動することを規定されている、というものである。「自律」(Autonomie)へのこの能力の担い手として人間は、他の全ての存在(Wesen)の前に彼を際立たせる特別な尊厳を所有するので、それゆえ人間は自己目的であることを要求してよいのである。そこから全ての人間関係の形成にとって次のような単純な原則が出てくる。すなわち、誰でもあらゆる人間の中に、自己目的(Selbstzweck)であるという規定を尊重すべきであるということ、どの人間も他者を自分の個人的目的のために単に手段と見なしてはならないということである。それ<その原則>によれば、女性にとっても道徳的に自律的な人格への発達、最高の倫理的課題である。それによれば、自身の良心に反して他者の意志に服従することは、女性にとっても非道徳である。それによれば、女性も男性の目的のために単なる手段として用いられてはならない。——これらの諸原則から結婚の積極的な形成原理として、結婚は女性の従属の代わりに夫婦の同志性(Kameradschaftlichkeit)に基礎づけられる、ということが導き出される。両性の関係における同志性の理念はようやく私たちの時代の子ども<=所産>である。その最も重要な内容は、男と女の関係の基礎が単に性的差異(両極性)だけでなく、性を越えた共通性(Gemeinsamkeit)にあるということである。——もしも女性が男性の内面生活を共有できるならば、たとえ女性が自身の現存在(Dasein)に自分の力で意味を与えられるとしても、勿論同志性は、男性と女性が互いに単に性的存在(Geschlechtswesen)としてのみならず、人間としても向き合っているときのみ生じ得る。そのためには、単に特別に女性的な(weiblich)質だけでなく、普遍的に人間的な質を女性が自己の内で発達させることが必要である。すなわち男性と同様に規範、秩序や即物性(Sachlichkeit)といった超個人的世界への関係を獲得することが必要である。——しかし男性の側からすると、結婚における同志性の実現のためにはいつでも騎士的礼儀正しさ(Ritterlichkeit)が必要である。すなわち、普通は女性よりは身体的経済的に拘束されていない男性は、その優位を女性の保護にだけ用いてよいのであって征服のために用いてはならない。もし女性が男性と同様に自律的人格へと成熟する可能性を持つべきならば、男性は自分の女性配偶者の内面的自由と自立を望まねばならない。——そのような騎士的礼儀正しさは、性的差異という土壌に育った、男と女の間での礼節の最も高貴な果実である。それはこれまで通例両性の控えめな関係の上でのみ働いていた。すなわちエロティック、友情そして、超人的理想像を崇拜に作り上げた、遠くから崇拜する女性奉仕、といった関係の上でであった。結婚の生活共同体にとって、騎士的礼儀正しさはいずれにせよ広い範囲で疎遠なままである。ここではそれは、習慣の、労苦なき所有の、そして保証された支配の力によって排除された。男性が結婚の中で、女性を従属させ自分の個人的欲求のために奉仕させる目的で、自分の特権的優位を利用するならば、それとともに騎士的礼儀正しさへの心情は破棄される。というのは、これはまさにそのような諸権利の断念の内にあるのだから。日常と習慣の無限の鎖

を通して婚姻関係の優しさと美しさを持続することは、しかしながら真の騎士的礼儀正しさを喜んでなす男性の気持ちと、男性の同志であるべき女性の能力に依存している。

ふたりの道徳的に自律的な人格の一致としての、私たちの理想に相應する結婚の特別な特徴は、更に今や、それがふたつの存在を運命の、人生の、意志の統一 (Einheit) へと結びつける、ということの内に存在する。その統一はそれでも同時に「人格」として、すなわち自身の中心から規定されたとして、存在させられるべきである。完全な結婚生活を送ることは近代的文化人にとっては次のような場合にのみ可能である。すなわち、もし夫婦が特定の内面的かつ外面的生活圏において互いに結びつき、その意欲と必要において互いに向き合い、日常が要求するものを互いに愛において与え合うならば、手短に言えば夫婦が、その周辺の中に子どもたちですら入れてもらえない、神聖な輪の中で全くふたりだけで互いに力を合わせあうような内面的統一を形成するならば、可能だけである。そのような密度濃い独占の領域のみが結婚の生活共同体の幸福と高貴さを保証する。これは非常に自明なのでより詳細にそれについて論じる必要はない。しかし他方で完全な結婚は、個人が単独者 (Einzelner) として自身の個人的生活のために——かの領域の外で——なお自由であると知ることなしには考えられない、ということをもっと困難である。最も幸福な結婚もまた、ひとつには内面的孤独への欲求、すなわち宗教的に表現すれば自分の神とともにのみ存在しうる自立した個別存在 (Einzelwesen) として自己を感じる、という可能性への欲求を生じさせる。もし夫婦が互いに魂の最深の層において単独にしておかないならば、もし夫婦が全てを互いに分かち合うことを必要とするならば、それは個人的生活の皮相化と制限を意味する。それに加えて、内面的に豊かな人間の場合の最も幸福な結婚もまた次のような欲求を生じさせる、ということがいっそう解決困難な問題として起こる。すなわち単独者として自身の関心や自立した人間関係に依拠して、生の充実の中に入ることが出来るという欲求である。そのような人間関係は、もし他者が彼の側で一緒に仲間に入れてもらうという原則的な要求を提起しないならば、その場合にのみ生じることが出来る。——共同生活に並んで個人的な生活形成への自由のそのような相互の快い供与は、まさに真の傾向 (Neigung) が夫婦を結びつける場合に、高い程度の高潔さと内面的礼節を必要とする。というのは、その直接的参加からは自身は締め出されている生の喜びを身近に結びつけられた人間に快く与えるということは、それ自体自己中心的な本能に矛盾するのだから。しかし夫婦が互いに苦もなく生の充実へのそのような拡大を断つならば、疑いもなくそれは生と内面的な発達可能性の貧困化を意味する。夫婦は個別の生の芳醇化を意味するという理由で互いに精神的「留保財産」に何を快く与えるべきなのか、そして彼らは結婚の共同生活の遠心力と強さを危うくするという理由で、互いに何を正当にも断念すべきなのか、という問いの中に繊細化された結婚道徳の非常に深い問題がある。その問題は勿論形式化された規範によってではなく、個々の道徳的感情を通してのみ解決される。しかしいずれの場合においても、男性配偶者が自分の本性によって、自分の伴侶 (Lebensgefärte) の幸福と安らぎを犠牲にして結婚の外で直接的な特殊な幸福

(例えばエロスの関係) にふけるところでは、許容できる個人生活と許容できない個人生活の間の確固不動の限界がそこに横たわるだろう。一方の側の個人的幸福を他方の特殊義務のために犠牲にすることは事情によっては避け得ないだろうが、特殊幸福のためにそれを犠牲にすることは結婚愛の本質に矛盾し、そして——権利として要求されると——結婚愛を根底から破壊せねばならない。

従って束縛と自由は、その間で全ての完全な生活共同体が動いているふたつの必然的な極である。そして確かに最高の倫理的秩序である結婚において、この対立は本来的な仕方ですべて統一されるべきであり、そうすれば全ての男性配偶者は自己を束縛する、すなわち自由意志から生のある領域において彼の熱望と願望をもう一方のために犠牲にする。しかし同時に他方の配偶者にその道徳的自由と個人的な自分の生活の展開のために行動の自由を与える。——相互的責任の点にその制約を見いだす、夫婦のそのような個人的自由の理念が、世話好きなこと、自発的な献身、個人的犠牲を区別せず含むことは明らかである。原則によれば当然男性もまた奉仕と犠牲を準備しているべきである。しかし、それ<=女性の奉仕と犠牲>を通して職業義務が、つまり男性がまず第一に召命されている客観的なものや即物的なものへの奉仕が、男性に容易にならねばならない限りでは、生活の実践においてそれ<=奉仕と犠牲>のための必要はしばしば女性に強いられる。自分たちの側では自立的で超個人的な行為へと召命されてはいないかの妻たちにとっては、通例は自分自身の子どもや男性配偶者に奉仕することよりも身近な義務はない。未成年の子どもたちへの母親の奉仕はいつも絶対の価値であり、子どもたちは女性が自己自身を越えて創造し形成することのできる最も身近な素材である。それに対して夫婦にとっての奉仕と自己犠牲の価値は、どの意味において起こり迎えられるかに依存している。愛の自由な贈り物としての犠牲がなされる可能性が、それによっていつも女性に残ることを男性は要求してはならない。そしてそれは単なる快適さの要求に奉仕してはならず、夫婦の高い人生目標にのみ奉仕することが許される。道徳的に無価値な献身と価値ある献身の間の繊細な差異について、M. L.エンケンドルフ (Enkendorf, Marie Luise はゲルトルート・ジンメル旧姓キネル [Simmel, Gertrud geb. Kinel 1864-1938] の筆名。ゲオルク・ジンメル [Simmel, Georg 1858-1918] の妻) は次のような意味深い言葉を見いだした。「女性たちは人間のための人間でありたかった。女性たちは人間によって生活したかった。それで罪深い状態総体が存在するように (中略) そのなかで女性たちはもうひとつの性<=男性>の探求、発見、誤りを通して引っ張りまわされる (中略) キリスト教的に利他主義的にうわべを飾られた状況 (中略) 女性はキリスト教的表現の中に留まるために献身をして、神を忘れてしまった。人間が神と理念に同時に仕えるならば、人間は人間に額づいて仕えねばならないことを女性は理解しなかった。そしてもし人間がそれと同時に自己自身への人間的要求を満たさないならば、もし人間が同時に理念に仕えるのでないならば、人間は人間に仕えることを躊躇してはならない、ということを理解しなかった。献身よりもより素晴らしいものは何もなく、人間たちがその愛でひとりの神から愛されたいと欲するか愛を模倣する、そういう愛よりも見事なもの

は何もない。しかし人間が持ちこたえることが出来ずまた欲しないので献身するならば、それは別のものである——そして今度はこの献身を正義と見なす¹⁾。そして女性が男性に無思慮に、無原則に仕えるならば、自身の人間の尊厳 (Menschenwürde) を犯すのみではなく、彼の尊厳をもまた冒す。彼女自身がそのような振る舞いを通して、女性を男性の個人的満足感のために創られた存在と見なすことを彼に教える。女性は男性を快適に利己的に依存的にして、女性は男性を自分の債務者にする——それは愛の贈与と奪取の至福とは一致できない状態である。

もし私たちがここで展開された結婚理想から私たちの近代的婚姻法を見るならば、個々における多くの革新にもかかわらず、近代的婚姻法が原則的にかの理想に矛盾している結婚実践を承認し確かに定めている、ということが明らかになる。婚姻法は伝統に引き続いて男性に法的権威を与える、すなわち、女性の意志の全般的で不自由な服従への要求を与えるのである。共同生活に関する全ての事柄における普遍的な夫の決定権に従って、特別な家庭的な事柄においても、女性の母性的な影響圏においても同様に、彼の意志が決め手を与える。また男性はそれによって彼女の全く個人的な生活のなかにも介入できる。というのは、なんらかの仕方で結婚の共同生活に触れない、彼女の行為の範囲というのは全く考えられないのだから。法は従って全く全般的に女性に、意見の相違の場合にも自分の確信に反して男性配偶者の意志に従うことを定めている。このことは原則において、道徳的な自己決定 (Selbstbestimmung) という理想と一致しない権威主義的な結婚理想への女性の束縛を意味する。——法的な財産状態が女性の経済的依存をそれに繋げる——女性が固有の稼ぎを目当てにする、あるいは明確に夫婦財産契約 (Ehevertrag) を通して自身の財産を意のままにする権利を留保するという場合は別として。法的な財産分配規定とそれに支えられた結婚道徳によれば、今日なお私たちの国民 (Volk) の広範な中間層において、妻 (Ehefrau) は家政費用 (Haushaltungskosten) の負担の場合も彼女の個人的欲求の充足の場合も男性の判断に依存している、という典型的状態が存在する。あらゆる成人に、自立した存在として感じるために必要なものを、すなわち生活形成のための外的手段を自身が自由に使用できる範囲を、法律は従って既婚女性に保証しない。男性にとっては確かに第一に、妻と子どもたちの身分相応の扶養が義務であるが、さまざまな地位道徳 (Standessitte) は彼にその時々で何が属し何が属さないかを決定する幅広い余地を残す。女性の個人的な生活要求のために彼女に承認されるべきものの尺度については、まさに男性たちの見解は非常に異なるだろう。この依存状態は既に、その他の点では幸福な結婚において女性の生活感情を持続的に抑圧しうる。この依存状態は、種々の手管と策略によって男性から切望するものを手に入れるように女性を誘惑するので、平均的結婚において礼節を危うくする。しかし不幸な結婚の中ではこの依存状態は全く耐え難い。という

1 『性生活における現実性と適法性』 (Enkendorf, *Realität und Gesetzlichkeit im Geschlechtsleben*. Duncker & Humblot, 1910, Leipzig) 137頁以下。

のはその依存状態は、あらゆる行動の自由を女性に禁止し、絶え間なく男性の気に入るよう指図された請願者の立場に女性を置くために、通常既に自身比較的自立している男性に法的根拠を与えるのだから。——しかし、愛だけによって形成されるのではないかの人間関係の調整に法が役立つこと、従ってもし法が問題ある結婚において、公正な利害調整のためにまた女性の特別な保護のために十分な備えにならないならば、婚姻法がその課題を逸する、ということはしばしば十分には明らかにされえない。この自明な観点に承認を獲得するために、今日もなお非常に多くの論究を必要とするというのは驚くべきことである。——夫婦の間のより良い均衡を作り出すためには次の3点が不可欠である。1. 資産のある女性が自分自身の財産の自由処分権を保持するためには(法的財産状態としての財産分離<=夫婦別産制>)、特別な夫婦財産契約を必要としないこと。2. 全ての男性配偶者は家計予算の共同の確認を要求する権利を保持すること。3. 女性は固定的な家計費(Haushaltsgeld)への要求と自分の個人的欲求のために家族収入に対応する適切な特別費(Sondergeld)への要求を保持すること(既婚男性の扶養義務の明確化)。結婚道徳はある階層においては既にこの道を歩みだしているが、それを法的規則にして確固たるものにするだけで、少なくとも原則に基づき全ての既婚女性たちにある程度の外面的自由を保証する。——しかし古い権威主義的結婚理想に合意して依存する夫婦のためには、女性に自分の財産を男性の手中に置くことを許す財産法的な契約の自由が、将来においてもまた使えますように。——これで私たちはもっと別の検討に入る。現在の婚姻法はしばしば、それが——伝統から生じて——私たちの国民の多数派の法感情や道徳的な結婚観に対応しているという理由で、そしてまた非常に薄い階層の新しい理想を、法規範を通して全員に無理強いすることはできないだろう、という理由で弁護される。それに対しては、現実に大多数の女性国民が、女性の経済的な人格的な依存をなお正義と見なすかどうかは、ひとつには非常に疑わしくそしてまだ決して確認されていない、と答えるべきだろう——彼女たちは大多数の男性に非常に同情的であり、それゆえ彼女たちによってあるべき状況として好んで擁護されるのは不思議ではない。そして更に、婚姻法の内部で権威主義的ならびに自律的な、という二つの理想に余地を与えるほど容易なことではない!と答えるべきであろう。今日既に財産法上の関係のために存続した将来においても存続すべき契約の自由を、夫婦の個人的な権利関係のうえに拡大することのみが必要であり、その場合皆が自分たちの結婚の道徳的な形成ならびに法律的な形成を、古いスタイルあるいは新しいスタイルにおいて実行する完全な自由を持つ。私たちの婚姻法の拘束する規定、例えば夫婦の間の義務分配のあり方や彼らに対応する特別権の分配は、いくつかの小さな変更をともない存続し続けるかもしれない。それに対して夫の決定権に代わって、どの事柄においては争いの起きた場合に男性が、どの事柄においては女性が決定するかを協定するよう、夫婦自身に任せておくことが単純に決定されるかもしれない。その場合夫婦は、良心や自分たちの結婚理想や現実の人格の重要さに応じて、自分たちの権限すら相互に定める自由を持つ。もしも良心が女性に、男性には原則的に従属するよう命じるならば、彼女を邪魔する

ものは何もないし、ひとつの理想によって決定された、権威主義的な婚姻形式のそのような意識的で恣意的な選択は、今日の無思慮で無意志なく婚姻形式の>受け入れには完全に欠けている、道徳的行為の気高さをその場合いずれにせよ、所有しているかも知れない。しかしもしも女性の道徳的自立への義務がそのような原則的な従属を禁じるならば、その場合は法もまた結婚の、双方の自己責任への基礎付けと一致するが、その自己責任は確かに女性に、先に明らかにされたように自由意志による従属をケースバイケースで、しかし原則的従属ではなくきっぱりと許す。——争いの予防のためあるいは解決できない意見の相違の場合の夫婦の「意志の統一」の成立のためにも、非常に多様な可能性がある。男性の側では経済上の結婚負担の主要部分を担いそして職業上拘束されているときに、収入や日課の割り振りや住所と住居の決定に際し、男性が第一に決定することを、また女性が家庭経営の諸々の事柄において自立的であり続けることを、夫婦は取り決めできる。子どもの教育において意見の相違する場合には、男性はまず息子について、女性は娘について決定する等々のことを夫婦は取り決めできる。争いを予防するそのような明瞭な協定 (Vereinbarung) は一般に問題ある結婚においてのみ必要になるであろう。自律的な結婚においては、それがあべきように、あらゆる意見の相違を双方からの愛に溢れた歩みよりによって、共通の助言に基づく意見と願望の一致によって調整しあう。そのような種類の一致は全て、堅固な契約なしでも確かに結婚道徳に長い間組み入れられていた。というのは、その権利を与えられている男性の側の権威主義的な絶対命令による葛藤の解消は、道徳的に発達した人々の輪においては既に今日、正当な結婚の心情と高貴な礼節に対する違反と見なされているのだから。

結婚の解消可能性にとって、個々人の道徳的な自律の理念からどのような結論が導き出されるかを論じることがまだ残っている。もし結婚の解消可能性が男性と女性の間の道徳的な事柄であるだけならば、どのような条件のもとで結婚が絆を解消しようとするかは、ひょっとすると彼等の自由な協定に任せることができのかもしれない (勿論弱い方に対する強い者の恣意を防ぐために、その場合非常に堅固な道徳的で因襲的な条件を必要とするであろう)。しかし結婚上の生活の紐に、子どもたちが現れるやいなや、その締結は夫婦自身を超えて広く及ぶ。というのは今や未成年のための持続する配慮 (Fürsorge) が重要だからである。結婚の解消可能性は国家的共同体の統制のもとに置かれねばならない。義務を忘れた両親から事情によっては教育権が奪われることは正しいし、崩壊した結婚の解消は両親にだけ委ねられるのではないことや、解消はむしろ条件や形式や期限に結びついていることや、中立な部局が子どもたちの利害を代表することもまた正しい。国家による未成年の保護観察は両親の自由を必然的に制限する。それ故もし私たちが一方で、その私的な解消性の意味での「自由婚」(eine freie Ehe) の要求を、未成年を犠牲にした、成人した個人の不当な自由要求として拒否するならば、私たちは他方でその必然的な自由圏における国家の即物的に不当な侵害として、今日の離婚法を初めて正当にも否定せねばならない。夫婦および両親としての結婚成員の束縛と自由の間の、そして彼らの利害と子ども

たちの利害の間の正しい調停を見いだすという課題が、結婚の解消可能性に関してもまた法に割り当てられる。このことに近代的立法者はどうしても成功しない。すなわち全ての関係者の利害を純粹に即物的に相互に比較考量するかわりに、立法者は、特定の政治的党派の、とりわけ中央の圧力のもとに、「高度な秩序」としての結婚は夫婦の意志に依存せずまたそれ故「その概念と本質によれば解消されない共同体」である、という教条的=宗教的な見解によって、改めて決定させられる。その結果、結婚は男性配偶者の咎の証明される場合にだけ、それも全く特定の行動のみをそれと承認する法律の意味において重責が証明される場合にだけ離婚となるべきである(性的犯罪、重婚、姦通、生活放棄、悪意の遺棄は絶対的な離婚理由である。不名誉で非道德的な行為、粗野な虐待、結婚の義務の悪意ある違反、慢性の飲酒癖などは相対的離婚理由であり、すなわちそれらは結婚を治癒不可能に害した限りで離婚理由と見なされる)。ほとんど把握できない義務違反、過失や愛情喪失は、たとえそれによって結婚が回復不能なほど損なわれているにしても、そのためには十分でない。気質、性格、欲求が調和しないために、夫婦の両方にとってあるいは一方にとって誤りと判明している結婚は、原則的に一般的に解消できず、子どもがいない場合ですら解消できない。この外面的な拘束は立法者の意図によれば、結婚を強固にすることやその名声を高めることに寄与するべきである。それらは今日まさに反対の効果がある。生活共同体の内面的な真実と純粹さへの増大する道德的=精神的な要求とともに、崩壊した結婚をちゃんとした仕方で解消する可能性への欲求が増している。文化人(Kulturmensch)にとっての結婚の恐ろしいリスクは、結婚がふたりの存在を、彼らが生活を分かち互いに根本的に見抜く以前に、重大な結果を伴う(folgenreich)共同体へと結びつけることの内に確かに存する。そのような一步の回収不可能性は、近代的な人間にとっては耐え難い。離婚の法的困難化は確かにその減少化を引き起こさない——困難化はそれに決して成功しないだろう——そうではなくて困難化は、一方では近代的な結婚批判が説く様に、結婚締結の気もちと氣力を減少させ、そして他方では離婚裁判の品位欠如を増加させる。相互に努力する夫婦は、最高に非高貴な種類のあらゆる技巧と策略を、あらゆる慎重さと考慮の放棄を、「理由」の捏造を、今日幾重にも強要される。もし両者が離婚を欲するならば、彼らはたいてい何らかの仕方で貫徹する(悪意の遺棄の虚構)。それでも離婚は、一方の配偶者のみが、他方に重い過ちを証明できずに離婚を得ようと努めるならば、不可能である。しかし法律の全き倒錯は、一方の配偶者が法律の意味で重い過ちを犯すとき、それでも他方の意志に反しては自由にならない、という場合に初めて明らかとなる。すなわちもしも傷ついた配偶者が離婚の申請をするとして、他方の配偶者は自立的な生活費のための手段を所有する場合には、なるほど結婚上の生活共同体を回避するかも知れない——しかしその場合絆によれば結婚は存続し続ける。そのような仕方で、例えばそれをトルストイ(Tolstoi, Lev Nikolaevich 1828-1910)が『アンナ・カレニナ』(Anna Karenina)の中で描き出しているような動機で、一方の配偶者が他方に高潔でない心情から、その者が自分の人生を新たな基盤の上に据えることを妨げるために、自由を渡さない

ことは決して稀ではない。自身が自分の満足と幸福を奪われているひとりの人間が、このように悪を自分のうちに働かすことは、心理学的に理解可能であろう。しかし立法者が、復讐やねたみや、失われた良いものへの尊厳のない外面的な固執に加勢することは釈明されない。離婚は、相互の一致に基づくものであれ一方的申請に基づくものであれ、プロイセンとバーデンの州法がそれを知っていたように再び許されることは、道徳的自由の名においてまさに言及された可能性の阻止のためにと同様に要求されるべきである。片方の配偶者の責任のない、一方的申請による離婚可能性の誤用は、大きな犠牲をはらうべきであり、場合によっては子どもたちへの教育権を断念するべき、有責の側としての申請者の処置を通して、十分に防止されうる。子どもたちへの愛と子どもたちのための責任感が、問題ある結婚を法律よりもいっそう強く結び合わせることは、確かに一般に明らかである。両親のどちらも子どもを断念<=縁を切る>したくないので、解消可能な結婚も非常にしばしばそれ故にのみ維持される。そして、望まれた人生の幸福を相互には見出さない夫婦にとって、子どもたちの利害において、内面的に崩壊した結婚をも続行し、我慢できるように形づくるのが、たいていは義務になる。後者が不可能な場合、勿論子どもたちは互いに敵対する両親との共同生活によって、彼らの別離よりもいっそう重く傷つけられうる。もし未成年の運命が問題になるならば、対立する利害の困難な比較考量がいつも重要であり、そして結婚理想と両親義務との間の、また夫婦自身の幸福と子どもたちの幸福との間の葛藤は、おおそ存在する、道徳的生活の最も重い闘争に属する。崩壊した結婚が犠牲のもとに維持されるべきかあるいは解消されるべきかは、最終的には夫婦自身によって下されるべき良心の決定であるのみで、立法者がそのような基本的な人生問題の重さを増加させるのは余計なことである。自由意志による断念のみが、そして間違いと分かった結婚への自由意志によるつながりのみが、道徳的行為の価値を持つ。宗教的なあるいは倫理的な見方という理由で、自身の生活の絆 (Lebensbund) を解消できない高い秩序と見なすことを、誰も妨げられない。しかしそのような結婚観は証明可能性を避けている。それは信仰の事柄であり、そしてそれ自体個々人の、そしてまたそのひとの良心の事柄である。国家的共同体はこの点でもまた、そのような信仰を別の種類の理想に方向づけられた者に押しつける権力も権利も持たず、そして結婚の外観はそのような成果のない不当な要求によって、強固にされる代わりに揺さぶられる。

(かけがわ のりこ 大学院生活機構研究科生活機構学専攻教授)

